

A 氏は、{資料 23} の 1 ページめの「2017 年 3/1 聞き取り調査」で
「青年会議所の名簿に自宅と書いてあることから疑われていると思うが、あれは連絡先として書くつもりが自宅となってしまう間違いである」
とか、{資料 23} の 1 ページ・2 ページおよび 3 ページめの「2017 年 3/6 聞き取り調査」で
「名簿の作成に関しては 100%関わっていたわけでもなく、他の担当者に任せていた部分もある。名簿の『自宅』というのは間違いで『連絡先』である」
と述べているが、常識的に考えて、これがウソである事は明白だ。
「A 石材商店の連絡先」はすぐ下に電話と FAX 番号まで付けて「門真市新橋町 3-×-××」
と表示されているのであり、そのさらに下に書かれた
自宅 〒570-0045 守口市南寺方××××（マンション名と部屋番号）
が「連絡先のつもりだったミスプリント」であるはずがない！

(5) ▲ところが市は、「3/1 聞き取り」と「3/6 聞き取り」では 2004 年度名簿以外の名簿の事は全く聞かず、「200 年度名簿」についてだけ A 氏に質問し、その上にこんな幼稚でデタラメな A 氏の釈明に何の疑問も挟まずに受け入れたのである！

(6) また、私が 2017 年 3 月議会の 3/9 本会議質問で「2001 年度名簿」の具体内容を示していたにも拘わらず（「門真市議会会議記録：平成 29 年第 1 回定例会」の 277 ページ上段）、市は 3/9 以後の「3/10 聞き取り」・「3/22 聞き取り」・「3/28 聞き取り」・「4/3 聞き取り」（以上は {資料 23}）でも「4/4 聞き取り」（{資料 22}）でも、「2001 年度名簿」の事は全く触れていない。
・・・これは「2004 年度名簿の記載はミスプリだった」というウソの演出に市も意図的に加担したものと思えない。
なぜなら「他の年度の名簿でも自宅住所が守口市マンションになっている事実」に触れたら A 氏がウソ説明している事が明白になってしまうから！

(7) ■しかし「守口市マンションを生活の本拠としている」事について、A 氏自身が以下のように何度も自白している。（ところが市はこの住民基本台帳法違反を全く咎めない！）

- ① 「守口市の家は、・・・私の娘が住むことになり私も同居している形になっている」
{資料 23} の 2 ページめ ▲守口市が生活の本拠との自白！
- ②（東課長の「石材店を新橋住宅の住所でやっているということでしょうか？」との問いに）
「個人業でやっている。従業員はいない。あくまで連絡先ということで名簿に記載している。今は電話も止めているし、水道も止めている。」
{資料 23} の 2 ページめ ▲新橋住宅は生活の本拠ではないとの自白！
- ③（東課長の「守口市のほうにはちょいちょ居てるということですが、泊まる頻度はどの程度ですか？」との問いに）
「まあほとんど。実際ほとんど。・・・新橋へは 10 日に一度か半月に一度は来ている。」（東課長の「どれくらい前からですか？」との問いに）
「もう随分前から」
（東課長の「名簿を作成した時とからかですか？」との問いに）
「そうやな、それくらいかな。そう思ってくれていい」
{資料 23} の 2 ページ・3 ページ ▲生活の本拠は新橋住宅ではなく守口市だとの自白！

(8) この「2004 年度名簿」の時期（2004 年 4 月～）から新橋住宅の水道閉栓開始の 2014 年 12/3 までの 10 年 8 ヶ月の年月においても、A 氏の行為は、住民基本台帳法と公選法に違反し、また社会生活をする中で、「虚偽の住所」を記載させた種々の公文書を作らせたはずであるから、これは刑法第 157 条（公正証書原本不実記載等）に抵触し、守口市民として守口市に納めるべき税金を納めなかった税法上の違法の疑いもある。

「公営住宅の居室を住居以外の目的に使用する」事において、公営住宅法や市の公営住宅条例に